

## 第2回 八尾市児童福祉審議会 議事録

日時：平成21年7月18日（土）

午前10時～

場所：八尾市役所本館8階第2委員会室

出席者：委員18人、事務局

### 次第

- 1 保育所整備のあり方について
- 2 その他

### 事務局挨拶

### 出席状況報告

### 委員紹介

#### ・委員長

おはようございます。朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。また、傍聴の方、たくさんお集まりいただきありがとうございます。今日の審議会では、田中市長よりいただきました審議事項の1番目、保育所整備のあり方についてというテーマで審議していきます。いろいろ資料を用意していただいているようですので、保育所整備のあり方についての説明を事務局からお願いいたします。

#### ・事務局

それでは、事務局から諮問事項の1、保育所整備の在り方について、説明させていただきます。まず、資料ですが、事前にお送りいたしました資料の8ページ目の4番につきまして、一部修正を加えさせていただいております。今回、修正分をお配りしておりますので、そちらの方をご覧いただきたいと思っております。

それでは、資料をもとにご説明いたします。1番、八尾市の現状認識ですが、前回説明させていただいた部分と重複する部分がございますので、簡単に説明させていただきます。

ここでは、0～5歳の就学前人口が減少傾向にあること、保育所入所申込数については、平成15年度から横ばい状態であったものが、平成21年度に増加していることが、グラフや表から読み取れます。

次に2ページ目をご覧ください。ここでは、保育所入所児童数の推移について、年齢別にグラフで示しており、どの年齢においても概ね増加していることが読み取れます。

これらを踏まえますと、少子化傾向にある中で、保育ニーズが高く、保育所入所児童数が増えていることが本市の現状と考えます。

次に3ページ目をご覧ください。ここでは、保育所の保留児童、待機児童から現状分析を行っています。待機児童については平成17年度をピークに減少傾向にある一方、保留児童については平成21年度に増加に転じています。この保留児童について、年齢比較すると、特に0～2歳児の低年齢児が多くなっており、また、年度途中において、保育要件が高い保留児童が一番多くなっていることが読み取れます。

ここで、これらの現状が八尾市のどの地域に顕著に現れているか確認しておきたいと思っております。

補足資料1をご覧ください。小学校区ごとに、0～5歳人口の増減率を矢印で、0～5歳人口を色分けで表し、また、平成21年4月現在の保留児童数について、オレンジの表でお示ししております。上段に0～2歳、下段に3～5歳の保留児童数を記載しています。この地図から、0～5歳人口の多い地域、赤もしくはピンクの地域を中心に近鉄沿線の南側からJR沿線の南側にかけて保留児童が多く、特に0～2歳児の保留児童も多いことがうかがえ、また、児童数同様、保留児童においても地域偏在が見受けられる一方で、市内全域に保留児童数が存在していることがわかります。

資料戻りまして、4ページ目をご覧ください。ここでは、保護者のニーズの多様化に触れております。保護者の就労形態等の多様化に伴って、保育時間や保育内容等についても多種多様な保育サービスが求められています。このような保育ニーズの多様化については、利用者の視点に立って各種サービスについて再考することが必要であると考えております。また、ほとんどの就学前児童が保育所や幼稚園に通った後に、小学校へ入学していることから、質の高い保育と教育の双方の充実が求められています。

以上を踏まえまして、「現状における課題整理」として、本市が特に重点的に取り組むべき課題を3点挙げております。まず、1点目が「低年齢児 0～2歳児への対応」、2点目が「年度途中での入所希望者への対応」、3点目が「多様化する保護者ニーズへの対応」でございます。

5ページ目以降については、以上の3点の課題を受けて、今後の保育所整備のあり方についての現状と対応策を示しております。各施設ごとに整理してありまして、大きくは認可保育施設と認可外保育施設に分けて対応策を示しております。また、保護者のニーズの多様化への対応として、幼保一元化施設での対応及び保育所運営の主体について記述しております。

ここで、認可保育施設と認可外保育施設の違いについて、簡単に説明させていただきます。

補足資料2をご覧ください。ここで、認可保育施設と認可外保育施設の制度上の違いを並べています。同じ保育に欠ける状態にありながら、認可保育施設に入所できないため、認可外保育施設を利用する人が生じており、利用者の視点にたてば、保育料の負担や、保育士の配置数や保育室の広さ等による保育の質の面で不公平感が否めません。

本日お示しさせていただいております「今後の保育所整備のあり方」につきましては、利用者の視点及び公平性の確保を図るため、まず保育の質を確保するため、認可保育施設での対応を第一と考えて、その方向性を示しております。

資料戻りまして、対応策の1点目、「新たな認可保育所の設置」につきましては、今後も少子化傾向が続くものと予測されること、また、児童数において地域偏在が生じていることから、定員90名規模の保育所の創設については、今後も引き続き検討は行うものの、保育ニーズを見定めた上で、人口増が見込まれる地域に限定する等、慎重に対応していくこととしております。

2点目が「既存保育所の活用」です。建替等の整備による大幅な定員増につきましては、前述の新たな施設と同様、慎重な対応が求められます。一方で、0～2歳児を対象とした分園設置については、本園と一体となった運営が可能であり、3歳進級時には本園へ円滑に移行できる等、低年齢児への対応策として、一定の効果が期待できます。この分園の設置促進につきましては、本市において既に取り組んでいるところです。

3点目が「認可外保育施設の認可化による小規模保育所の設置」ですが、ここで、先ほど説明しました認可外保育施設の中で簡易保育施設についてご説明いたします。

補足資料3をご覧ください。

簡易保育施設とは、認可保育施設ではありませんが、産後休暇や育児休業終了後の0～1歳児で保育所に入所できない児童について、特に市が斡旋し、保育を委託している施設であります。ただし、斡旋の要件が高ことから、一部の待機児童にしか対応できておらず、また、所得に応じて利用料の補助を行っていますが、認可保育施設に比べれば、保護者負担が大きくなる場合がございます。

資料戻りまして、3点目の「認可外保育施設の認可化による小規模保育所の設置」ですが、保育所最低基準を満たす認可外保育施設を認可することで、保育の質の向上や確保を図り、0～2歳児を対象とする低年齢児専用の認可保育所として活用することを挙げています。

ただし、この活用においては、3歳児以降の進級時の受け入れ先の確保や、認可の要件となる保育所最低基準の遵守等、クリアすべき課題があり、また、実際の設置においても、基準を満たしたすべての認可外保育施設を認可化するものではなく、今後、人口の増加が見込まれる地域や、特に低年齢児の保留児童が多い地域に限定して活用を行う等、十分な対応が必要であると考えております。

次に資料7ページ目をご覧ください。4点目の「幼保一元化施設」についてです。低年齢児対応や年度途中での入所希望者への対応に加えて、保護者ニーズの多様化への対応策として、認定こども園制度について記述しています。

認定こども園については、平成18年に制度化され、保育所と幼稚園両方の機能を併せ持ち、在宅で子育てしている親子も含めたすべての子育て家庭を対象とした子育て支援機能も有した施設で、多様化する保護者のニーズや保育・幼児教育の充実を目指す制度となっています。

補足資料4をご覧ください。

認定こども園の類型は4類型ありますが、国においては、制度の理念や教育・保育の質の維持及び向上を図る観点からは、将来的には幼保連携型に集約していく方向で進めていくことが望ましいものとされており、運営費及び施設整備費の助成においても特例が設けられています。全国状況では、平成21年4月現在の認定件数は、358件で、大阪府下では5園が設置されています。

資料戻りまして、この制度の課題として、直接契約の問題を挙げております。待機児童が存在する状況においては、保育要件の高い児童が優先的に入所できなくなる可能性が考えられます。また、現状では、実態として一元化された施設となっていないことから、国においても、制度のあり方について現在も検討されているところですが、今後も認定こども園を軸として幼保一元化を進めていくものと考えられるものであり、本市においても保護者の多様なニーズに対応するため、質の高い保育と教育双方の保障という観点から、従来の保育所・幼稚園の枠組みをこえた幼保一元化施設の導入について、検討を行うべきとしています。

ただし、本市において導入する際は、保育所待機児童が存在している現状を踏まえれば、既存保育所の活用による設置は現実的ではなく、既存幼稚園の活用や既存幼稚園と保育所による連携、もしくは新たな設置になるものと考えられます。

次に資料8ページ目をご覧ください。5点目の「多様な主体による保育所設置」です。女性の社会進出にあわせて保育需要が飛躍的に増大する中で、待機児童解消に向けた柔軟な対応として平成12年3月に保育所設置に係る主体制限が撤廃され、株式会社やNPO法人の保育所設置が可能となっております。本市においては、これらの保育需要に対応する

ため、保育所の拡充に努めてきましたが、そのすべて社会福祉法人であり、結果として本市の安定的な保育所運営と保育サービスの供給に貢献してきた経過を踏まえすと、待機児童の解消が喫緊の課題である現状においても、引き続き社会福祉法人による安定的な保育所運営を行っていくが望ましいものと考えております。

以上が、先にあげた3つの課題に対する認可保育所を活用しての対応策ですが、待機児童の完全な解消に至るまでには一定時間がかかると考えられます。これらへの対応として、これまでも認可外保育施設が果たしてきた役割は大きく、今後もその役割は継続するものと予測されることから、保育の質の確保を図り、保育を必要とする子ども・保護者間の公平性を確保するための方策として、認可外保育施設の質の底上げについても検討が必要であるものとしています。

以上が、今回審議していただきます資料の説明でございますが、八尾市では、これまで次世代育成行動計画の目標でもございます保育所入所児童数の目標事業量4,300人をめざして、保育所整備を進めてまいりました。現在その目標量には達しておりませんが、概ね到達時点が見えてきたところであります。

今回の今後の保育所整備のあり方につきましては、地域に偏在する待機・保留児童、特に低年齢児の対応策としまして、大きな施設を新規で創設していくのではなく、既存の施設（財産）をできるだけ有効に活用することを基本に、対応してまいりたいと考えてございます。

その中でも、新たな取り組みや課題として、3点ほどがあげられ、今回につきましては、特に「小規模保育所の設置促進」「幼保一元化施設の検討」「多様な主体による保育所設置」を中心に議論いただければと考えてございます。以上でございます。

#### ・委員長

資料ごとに丁寧な説明をいただきました。ただいま提示いただきましたように八尾市の保育所整備の考え方について3件だしていただきましたが、その議論に入るまえに、保育所整備の課題について、本日欠席の委員の方から意見をいただいておりますので、そちらを紹介していただきたいと思っております。

#### ・事務局

本日欠席の委員から、ご意見をいただいておりますので、ご報告させていただきます。保育所のニーズが高いというのは全国的に議論されていて、国においても待機児童ゼロを目指していると聞いている。八尾市においても、これまで待機児童の解消を子育て分野で最優先に取り組んでいるのは、第1回目の説明で理解できた。今回の資料については、まず、利用したい市民の視点から、これまでの民間保育所の幅を広げ、そのニーズに対応していく姿勢がうかがえる。一方で、現在がんばっておられる既存の保育所についても、今後維持できるように配慮しながら、整備の規模を検討していただきたいとの意見をいただいております。以上です。

#### ・委員長

ありがとうございます。それでは、これから、審議に入りたいと思うのですが、1点目小規模保育施設の設置促進ということで、低年齢児を対象に、概ね30名程度の保育施設を

増やしていきたいとのことでした。2番目が幼保一元化施設の検討ということで、小学校に入られる子どもさんの幼児教育と保育を提供するという。そして保育施設の運営主体について、現在は多様な主体が出ているが、八尾市としては原則社会福祉法人を考えているということでした。それでは、1つずつ議論を進めていきます。では小規模保育施設の設置促進ということについてご意見いただきたいのですが、平成17～18年に見直しが行われた、次世代育成支援行動計画の目標事業量の達成に一定の効果があげられているのですが、0歳から2歳の待機解消が課題として残っている中で、19年度の社会福祉施設検討会議では、新たな認可保育施設を設置する場合は、概ね90名定員というガイドラインを示しています。今後小規模保育施設を認可してということになると、その当時のガイドラインに修正を加えることになり、その点についてもご意見をお願いしたいと思います。

#### ・委員

その前に確認したいということが1点ありまして、八尾市では入所児童数4,300名を目標として設定されているようですが、現在は4,054名。ほぼ達成されているというご説明でしたが、数値的にはまだ足りていないということだと思います。今後増やすという考えなのかお聞きしたいと思います。また、認可保育所に申し込みされて、入所できなかったため認可外保育所に入っている方もいると思いますが、まったく保育サービスを受けていない児童はどうなっているのでしょうか。

#### ・事務局

まず、目標の4,300名ですが、若干、今後の増分を見込んでいるところもございます。すぐさま目標に届くわけではなく、また、4,300名に届いた場合でも、0歳から2歳児の問題は難しく、低年齢児に特化した対策が必要ということで提案させていただいています。次世代育成計画の中で4,300名を目指している訳ですが、今、並行して次世代育成計画の後期計画を策定しておりまして、新たな目標事業量を設定する予定をしております。

また、認可外施設の利用者数ですが、さきほど簡易保育施設の説明をさせていただきましたが、保育に欠ける要件の高い方について、市として簡易保育施設に委託しており、平成20年度実績で46名となっています。

#### ・委員長

おそらく、市によっては若干考え方の違いがあるかと思うのですが、中には認可外のサービスを受けておられる方は待機児童から外すという判断をされているところもあります。

#### ・事務局

認可外施設に入られている方も待機児童としてカウントしています。ただ、先ほど申し上げたように、簡易施設に入られている方はカウントしておりません。

#### ・委員長

つまり、市があっせんされている方は待機児童としては外されているが、それ以外の方は待機児童としてカウントされているということによろしいですね。

・事務局

はい。

・委員長

良心的に運営されていると私は思います。ほかに何かございますでしょうか。

・委員

保育施設のハード面からのお願いなのですが、公立保育所が高安保育所を含め5か所民営化されることになりました。そのうち、高安保育所ですがここは人口密度をみてもピンクのエリア、つまりニーズの高い地域になります。また、亀井保育所、ここもエリアは黄色のエリア、児童数が301人～600人になっていますが、ご存知の通り、タワーマンションの建設が進められております。それとJR久宝寺の北側に久宝寺保育所がありますが、これも民営化によって廃止されてしまうのですが、八尾小学校の校区で、0歳から2歳が15人の待機児童がおります。久宝寺地区でも10人という2ケタの待機児童数があがっておりますので、人口密度的にもニーズが高い地域だと思います。これらの保育所は老朽化したため、他に移転することが決定しているのですが、子どもたちのためにこの場所を再利用していただけないかということをご提案させていただきたいと思います。

・事務局

大きな課題だと思います。保育所の跡地の利用ということですが、民営化の経緯から、その跡地に同規模の保育所を建設することは考えにくいというのが現状です。市でもさまざまな課題がありまして、保育部門だけではなく、用地の利用方法は市全体での検討となっており、まだ、方針が決まっておりません。また、3ヶ所のうち1つは八尾市の土地ではなく、大阪府の土地ということもあり、その辺もふまえて検討していくと確認しております。

・委員

大阪府の土地というのは久宝寺保育所と聞いております。大阪府は保育所としての利用であれば無償で貸与可能と、民営化説明会で伺っております。八尾市の中にある大阪府の土地については、売却・交換含めて考えていただき、小規模保育所を設置、または分園の設置、または幼保一元化の地域モデルを設置するののかということも含めて、高安保育所、亀井保育所の跡地もあわせて子どもたちのために利用していただきたいと考えています。

・委員

八尾市の現状認識のところですが、1ページの下に保育ニーズの高まりということで表がありますが、施設数でみると、平成13年と20年では1施設しか増えていません。定員数は390名増えていますが、入所児童数は731名増えていきます。結局、この間になにがあったかと言いますと、公立保育所の民営化、5園のうち3園がすでに民営化されていると

いう状況です。結局、私立では、いろいろ工夫されて施設を増設するなどして、定員や入所者数を増やしているにも関わらず、市では公立保育所を廃止してしまっているという状況です。つまり詰め込みによって、待機児童の解消が図られてきたということが、この表から考えられると思います。保育所の民営化については、前回の児童福祉審議会である程度方向がでてきて、その後、社会福祉施設検討会議で具体的に5園の民営化という方向が出されて、今進んでいるわけですが、この間に、民営化されたところでどんなことが起きているかという反省・総括なしに、またこのやり方というのをおかしいのではないかと思います。保育の質という面で言いますと、安中東保育所では民営化される直前に半数の子どもたちが他の施設に代わっていったということがありますし、保育士さんが2年間で2/3も辞められて入れ替わったということ、これはやはり、民営化された結果、労働条件も悪くなり、子どもたちの保育も心配ということの結果ではないかと思います。高安保育所民営化について裁判も行われており、多くの保護者や子どもに心の傷を負わせたのが、この民営化ではなかったかと思えます。民営化そのものが、はたして子どもたちの最善の利益を保証することになってきたのか否か、そして、子どもの権利条約、そのような面からみても、児童福祉法からみても、子どもに辛い思いをさせ、親御さんにもご心配をかけた、そのようなことを総括するなかで保育の質を高めていくことが必要だと思います。

#### ・委員長

公立保育所の民営化については非常に厳しい市民の方からのご意見やご懸念があります。一度きちんと検証する必要があるという気がしております。民営化された施設も含めて、私立の保育所の方が入所率は高いのでしょうか。ただいま、狭いところに詰め込まれてというお話がありましたが、建て替え等して、定員そのものを増やしたところもあるのではないかと思います。物理的にどうなのか。おそらく、民間の保育所の方が入所率が高いのだろうと私は推測するのですが。入所率に関しましても、年度途中の入所等があるので、一つの保育所でも月によって若干差があるかと思われませんが。

#### ・事務局

入所者数で言いますと、公立で1,117名、私立で2,870名。八尾市の場合は広域入所と言いまして、市外の方にも入っていただくことがあり、その方が67名。合計4,054名が年度当初に入所されています。詰め込みという件につきましては、児童福祉法に基づいての面積等の最低基準を確保して実施しておりますので、詰め込んで保育を実施しているという認識はありません。

#### ・委員

民営化により労働条件が悪くなったという件と、保育内容が悪くなったという件ですが、具体的にどういうところが悪くなったのでしょうか。同じ社会福祉施設として、公立であっても民間であっても、同じ制度や仕組みにのっっているはずで、公立から民間に代わることによって悪くなったというのは、市としての仕組みの問題だと思いますので、どのような違いが出ているのか教えていただきたいと思えます。

## ・委員

私が聞いておりますのは、正職の保育士さんが、パートやアルバイトに代わってしまつて、給料が下がってしまったということです。保育士募集のチラシが配られていますが、そこでも、非常に下がっているということを感じますし、実際に働いている方から「これではやっていけない」と聞いております。また、保育条件については、保育士さんが人数的に減っているせいかどうかわかりませんが、プールに入れる日がものすごく少なかった、プールに入られない、お散歩もできないという異常な状況が起きておりました。その後、状況を変えるべく努力されていると思いますし、変わってきていると思いますが、最初の段階でそのようなことがあって、これが民営化かと預けている親御さんや近隣の方々から声があがっていました。

## ・委員

詰め込み保育ということですが、民営化した3園、ゆう安中東、あい桂はそのままでしたが、その他は現状より敷地面積がだいぶ広くなりました。久宝寺につきましては、定員は150名そのまま、正確な数字は今ここにはありませんが、敷地は今よりも広く、高安も定員は40名増えていますが、敷地も2倍くらいに増えています。そのような状況を勘案すると、詰め込みとは言えません。

## ・委員長

移転したマリア高安保育園を外から拝見する機会があったのですが、非常によい環境に感じました。公立の施設を民営化する流れの中で、民営化した保育所はどうかという議論は必要かと思うのですが、この児童福祉審議会にかけられた諮問につきましては、そのような内容ではございません。ただ、市としては既存の公立保育所の今後についてはむしろ動かさない方向の議論になっているのですか。

## ・事務局

確かに民営化させていただいて、今後公立保育所は7園になります。現時点では7園の公立保育所は保育の質の確保の面から残していきたいと考えています。

## ・委員長

事務局も民営化された後のスタッフの声についてはしっかり見守っていただいて検証していただきたいと思います。

ただいまの諮問に挙げられている保育所のあり方については、事務局からのご指摘通り、小規模保育所を増設、認可外保育所を認可していく、幼児教育との関係で幼保一元化をどう考えるかということになります。保育の実施主体の参加について、多様な主体が参加できる仕組みになっていますが、八尾市としては、社会福祉法人に限りたいという考えを持っておられるようですが、それらについてご意見をいただきたいというのが諮問の内容でございますので、公立民営化の議論も大事なのですが、諮問内容に沿ってご意見をいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。



#### ・副委員長

小規模保育所につきましては、できれば、社会福祉法人が運営する既存認可保育所の分園としての設置の方がベターかと思います。小規模で0歳、1歳、2歳児を保育した場合、3歳になったときにどこに行くのか、保護者の方は苦慮されることになるので、できれば3歳になったときに同一法人の本園に行けるように分園の形で設置されるのがよいと考えています。これまで法人が積み重ねてこられた保育のノウハウが、分園にも活かされ、開設当初から保育の質を確保できるのではないかと考えております。

#### ・委員

分園について質問ですが、たとえば既存の社会福祉法人の保育園の分園が設置された場合、運動会等の行事は、分園は分園で行われるのでしょうか。それとも本園と合同でされるのでしょうか。分園化されたところと本園とで合同で運動会というのは非現実的かと思いますが、そういった年齢別交流については、こういった形がベストなのかお聞きしたいと思います。

#### ・副委員長

他市の例ですが、できるだけ本園に近いところに分園を設置し、日常的に縦割りの形で交流し、行事などもいっしょに取り組んでいくという形をとられています。考え方としては、分園が30名、本園が90名で、定員は120名定員という数え方をしますので、行事や指導計画等もひとつの園として行い、一貫性のある保育をされています。

#### ・委員

それでは、距離が離れていたら、保育面からしてもあまりよくないというか、非現実的な案ということになりますでしょうか。

#### ・事務局

一概に出来ないということではございません。市内に、志紀駅周辺に本園をお持ちのところが西武百貨店の上に分園を設置しているという事例があります。運営主体は同じ社会福祉法人がやっておられ、行事等について実際どうやっておられるのか、今は資料を持っておりませんが、基本的には保育の考え方は同じと聞いております。

#### ・委員

分園というものがよくわからないのですが、小さいお子さんをお持ちのお母さんのことを思うと、幼稚園に子どもを預けていても、保育所が充実してくると、保育所に預けたいという方もいると思います。保育を必要とされている方にとって、0歳児から2歳児を預けるとなると、あまりに遠い所に分園があるのはどうかと思います。本園がある近くに分園を設置すると、その周辺の方は本当によいだろうと思いますが、別の地域の方は取り残された感があるのではないかと思います。地図で赤色に塗られている志紀地域では、公共の施設がとても遠いのです。その志紀地域にせっかく分園ができたのにずいぶん遠いとこ

ろで、どこの地域もそうだと思うのですが、地域間に格差がないように考えていただきたいと思います。

#### ・委員

そもそも分園というのは、保育園に行く児童の数を増やすことが目的だと思うのです。私は地域のことが正直よくわかっていないので、八尾市全体ということで今感じていることを言わせていただくと、定員を増やすということであれば、もちろん交流がどうかいろいろ問題もあるのですが、地域が多少離れていても分園という方法が良いと思います。しかし、同時に、どう考えても子どもが減っていくという流れの中で、分園をどんどん作ったとして、将来的に社会福祉法人の経営はどうなるのでしょうか。何年後先までを考えればよいのでしょうか、

#### ・委員長

どのくらいのスパンなのかということですが。

#### ・事務局

非常に難しい問題だと思います。現時点で八尾市には待機児童が多いということがあります。保育に欠ける児童なので、まず本来は認可での保育を実施すべきであると考えており、これはスパンの問題ではないと考えています。委員ご指摘のように、少子化は急速に進んでおりまして、これから10年後を考えますと、保育所だけでなく幼稚園にも大きな問題となります。しかし、現時点で入所できないお子さんが多いとなると、その子どもさんたちをまず保育所に入れてあげることができるような手段をと考えています。

#### ・委員

小規模の分園化ということが議論となっていますが、運営面を考えると手をあげてくれる法人さんがあるのでしょうか。まったくなければ、ここで保育内容等クオリティの話をして、机上の空論になってしまいます。認可外も認めるという話がありましたが、これも、手をあげてやりたいというところがあるのかと思います。そのあたりを担保できないと、このように進めていきたいとおっしゃっても現実性がないと思います。また、子どもたちは待てません。今も待機しているお子さんがいるので、スピーディに進めていかないと意味がありません。

また、補足資料の地図はタイムリーな資料ですが、来年、再来年はどう変わるのかを予測できないのでしょうか。これを頼りに決めてしまってよいのか、数年後はどうなるのか考えると、危険な部分があると思います。

たとえば、駅前保育園のニーズが高いといわれていますし、24時間対応のニーズも高い。24時間の保育園がよいのかどうか、賛否両論だと思いますが、そのような総合的なことも踏まえて、どのようにお考えかご説明いただけるとありがたいのですが。

#### ・事務局

小規模保育所の件については、新たな認可保育所は90人以上ということが八尾市の検討した内容にあったのですが、今回の提案はその基準の修正を含め、幅を広げていくということを考えております。設置場所につきましては、委員ご指摘のとおり、交通の便がよい駅前等は、設置場所の候補の上位に入るといように考えております。しかし、資料の地図で見る限り、お子さんが非常に多い地域があることもあり、そのような地域から離れない場所に設置することも手法の1つであると考えております。

#### ・委員

先ほどから待機児童のことが議論になっていますが、実際にはもっと多くの待機児童がいると思います。申し込んでも入所できないから申し込まない、おじいちゃんおばあちゃんに預けて働いている人たちが多くいるので、実際はかなり増えると思います。その人たちの多くは、0歳から2歳くらいです。今の体制もありますし、申し込んでも無駄と思いきましている体制もあると思います。その辺も配慮していかないといけないと思います。

また、認可外の保育所で、力をもってやっておられるところがたくさんあります。近所にもありますが、先生も少ないし預かる子どもさんも少ないのですが、散歩も行き、手作りの食事も用意していて、今あるべき子育て支援の姿だと思います。その先生方から、認可してくれなくてもよいから、認可外施設に預けるお母さん方に助成してほしいということをお聞きします。認可にすることで食べ物やハード面の助成はあると思うのですが、保護者への助成についてお考えはいかがですか。

#### ・事務局

認可外と認可施設との利用料金には格差があります。八尾市においては、待機がありますので、簡易保育施設に斡旋した場合は一定の補助を出しております、通常の料金よりは安くご利用いただいております。すべての認可外に対して補助を出しているわけではないのですが、待機児童における認可外保育施設の果たしている役割については、一定認めているところです。今後は、認可外保育施設の保育の質を上げるとか、ある条件を満たす場合は市からの補助を行うとか、そういったことも検討課題かと認識しております。

#### ・委員

税金の公平な分配という話で、前回の資料にも認可外や小規模保育所の利用料を見直さなければならないということがございました。現在ある簡易施設、共同保育所にはしっかりしたベテランの保育士さんがいらっしゃいますが、こういう共同保育所を認可して小規模保育所にするのが手っ取り早いのかと思うのですが、そうすることになにか問題点があれば教えていただきたいと思います。

#### ・事務局

基本的に認可は、保育所の最低基準を遵守していただく必要があります。部屋の面積、屋外遊戯場等が確保できていないところもありまして、そのあたりが現状課題として挙げられます。屋外遊戯場は、法的には設置者が必ずしも用意する必要はなく、近くの公園で

もよいのですが、現時点の大阪府の認可要件では敷地内での屋外遊戯場の設置を挙げており、ハード面での課題があります。

・委員

ハード面の課題だけで、そこをクリアできれば認可できるのでしょうか。

・事務局

八尾市からは簡易保育施設への斡旋をしております、市としても保育の実績を認めております。今回、小規模を認めていくという姿勢を示しておりますが、すべての認可外を認めるということではなく、地域も考慮しながら、一定の保育の質が確保できる基準を示し、それをクリアしていただいたうえで認可の対象とさせてもらうということになると考えております。

・委員

前回の資料にもありましたが、認証保育所制度など、東京都などでやっているそうです。八尾市で独自の制度を作ると時間がかかるかもしれませんが、認可と認可外の間をとりもつような制度や施設または保護者への独自の助成を設けることなどについては、なにか考えておられるのでしょうか。

・事務局

まず、待機児童については、認可施設で対応したいということがあります。しかし、年度途中については、今後も待機児童が多くなることが考えられます。そういった意味では、認可外保育施設に今後も役割を担っていただくこととなりますので、現状の簡易保育所制度から発展させていくことも検討する必要があると考えています。

・委員

今、分園の件と認可外の認可という議論が混在していますが、認可外保育所が既存の社会福祉法人の分園として吸収されるということも可能なのでしょうか。将来、少子化が進んでくると、既存の認可外保育所ががんばっておられるのもわかりますが、規模を確保しないと運営が難しくなってくると思います。個々のよさを残しながら、トータルとして支えるような仕組みを考えないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

・委員長

確かに今は小規模保育施設を進めていくことと、認可外保育施設の認可という2つのテーマが重複しながら進んでいます。是非、委員にお聞きしたいのですが、0歳から2歳児を対象とした30人規模の保育施設で経営はやっていけるのでしょうか。認可外の保育施設には、私の偏見かもしれませんが、保育所と同じようにずっと実績を積み上げておられるところもありますが、単発的に一度だけの保育で預けるところもあるようです。通常の保

育所では年度計画を立て、月案、週案、日案をたてて、1年スパンで子どもさんを育てておられる。認可外保育施設では、それに近いことをされているところもあれば、子どもさんの入れ替わりが激しく、子どもさんの1年の育ちを見られないところもあります。それが認可されることによって、安定した子どもの生活の場所につながると私は思います。また、分園型で経営される場合の留意点がありましたら、教えていただきたいと思います。

#### ・委員

まず1点目の30人定員で経営が可能かどうかについて、保育所運営における単価設定に30人規模もありますので、それに基づいた公的補助がおける仕組みになっています。定員30人規模でも、継続してその人数が確保できるのであれば十分可能だと思います。しかし、途中退所があった場合、定員が少ないだけに1人でも退所者があれば、比率が高くなるため職員配置等のリスクもかなり高くなります。本園があるとか、同法人で他にも園をもっているとかで協力体制がある方が、リスクは低く抑えられます。0歳から2歳で通って3歳からどこに行くのかという話になったときに、近くの保育所が満員だと、もういちど入所申請し、入れなかったら途方にくれる可能性が高くなります。同じ法人内で、2歳までとか5歳までとか複数の施設を持っているところがありますが、2歳で卒園したときに次の道筋が立てやすくなりますので、その方がよろしいかと思います。

#### ・委員長

仮に100人定員の保育所さんがあって、0歳から2歳までの30名の小規模を置いたとして定員が130名で、分園での2歳までの育ちもわかった上でその後を引き継げる。分園に預けていたのだから2歳を超えたら入所申請をしなくても自動的に本園に入所できるということですね。保育が一貫して保証できるということですね。

#### ・委員

そうです。

#### ・委員

先ほどから聞いていて、なぜ30人なのかが疑問です。国が平成12年に出した小規模保育所の設置認可についてという通達を見ますと、小規模保育所の設置基準は60人未満、保育所で60人以上の定員は困難であること、20名以上の保育児童が継続することが見込まれること、他に適切な方法がないことを確認の上、小規模保育所の設置認可を行って差し支えないということが書かれています。それでは、60名程度でも小規模保育所として国の補助を受けられることになりますが、なぜ八尾市が30名で低年齢児に限るとのかが、理解に苦しみます。60人～90人の範囲でも認可はできると思いますし、また、60人程度でも、小規模保育所の設置ができるようになっている以上、もっと多様な施設を造ってもよいと思います。また、低年齢児の潜在的な待機児童が多いというお話もありましたし、低年齢児で保育所にはいったら、そのまま5歳児までそのまま通いたいという方もおられるし、3歳児で新たに入りたいという方もおられるでしょうし、それなら低年齢児で30人程度と制限する必要はないと思います。国の基準をクリアするのであれば、認めていけばよいと思い

ます。簡易保育施設がやっておられるような、0歳、1歳の保育も、今のままで十分に小規模保育施設として認められるということなので、認めて認可施設を増やして、もっと柔軟にされるべきではないかと思います。先ほど6ページの対応策で、「保育の質の確保の観点から、認可保育所での保育を第一と考え、認可外保育所の中で認可基準を満たす施設の認可により」と書いてありますが、これが八尾市のやっていくべきことだと思います。もちろん、質の向上も市が指導、支援しながら認可できるような状況にもっていくことが必要ではないかと思います。30人に制限する必要はないと思いますが、いかがでしょうか。

・ **委員長**

30人とした根拠のようなものについてですね。いかがでしょうか。

・ **事務局**

今回提案しているのは、現状ある認可外保育施設、基本的には既存ストックを活用したいということがありまして、現状の認可外保育施設の定員規模から判断して30人規模が現実的だと考えております。0歳ー1歳児でも認可すればというお話でしたが、現状、0、1、2歳児の待機児童が多くなっておりますので、0歳、1歳だけで認可すれば、2歳児になったときの保育が困難になることも考えられますので、施設の運営も考えて、年齢対象のラインを出していく必要があると考えております。60名以上となりますと、通常の5歳児までの保育が可能ですので、そういう意味でも30名程度ということで今回示させていただきました。

・ **委員**

待機児童数についてですが、4月の段階で保育に欠けていたら入所できますが、1年間のうちに再チェックは何回あるのでしょうか。また、1度、入所したら1年間そのまま通えるのでしょうか。その辺を教えていただきたい。幼稚園より多額の補助金を保育所はもらっておられます。保育に欠けるのだから、保護者は子どもと接する時間が短いのですが、保護者は親の愛情を保育所に任せているのか、それとも別のところで愛情を注いでおられるのでしょうか。そういうことについても、受付の窓口でなにか動かなければならないのではないかと思います。そうすれば、保育所をつくる議論の前にもっと待機児が少なくなるのではないのでしょうか。そうすれば、分園とか小規模認可というような問題も起きないのではないかと思います。

・ **委員長**

年度途中の保育要件の確認についてですね。

・ **事務局**

4月1日に保育に欠けるということで、書類選考で就労先等のチェックをして点数をつけて入所いただくことになっています。その後は、保育を保障する考えから、再度、書類を見直すというようなことはしておりません。一度入所されたら、子どもさんの保育は年

度末までは保障しています。途中でなにかあって、おやめいただくことは、普通ございません。そういうことをすれば、待機児童が減るのではということですが、現実的には、年度当初より年度途中の方が、待機児童は増えているのです。なぜかという、育休あけの方もおられます。4月に間に合うかどうかは人それぞれですので、当然、6月とか8月などの年度途中に育休あけになる方もおられます。待機児童が減ってくるという状況にはありません。

#### ・委員

なぜ、30名かということについて、明確なお答えではなかったように思います。国の小規模保育設置認可については、20名から60名を小規模として認めるとなっているのですが、その範囲内で認めていくべきではないでしょうか。年齢による人数割合はその園によって違うかもしれませんが、そのあたりは柔軟にしてもよろしいのではないですか。3歳を超えたら別の園に代わらなければならないとか、きょうだいを別々の園に通わせなくてはならなければ親御さんは大変です。子どもたちにもよくないと思います。せっかくこの制度があるのであれば、それを柔軟に運用したらよいと思うのです。さきほどのご説明では、なぜ30名に制限するのかよくわかりません。

#### ・事務局

説明不足で申し訳ございません。60名程度の保育所と言いますと、小規模でなく通常の認可保育所として考えられると判断しています。

#### ・委員

それなら、普通の認可をもっと募集していく、90名以上でないといけないのではなく、そういう点も柔軟にしないといけないのではないかと思います。

#### ・事務局

もともと、90名という制限を今回修正したいと考えていますので、60名であっても認可は検討させていただきます。しかし、少子化の流れの中、施設配置の面で将来の需要も慎重に検討する必要があるということです。

#### ・委員長

今日の説明資料の中に、少子化が今後どのような形で進んでいくのかよくわからない中、現在、0歳から2歳の保育ニーズが高まっているとあります。0歳から2歳児で預けるということは、ご両親が働いておられるわけで、子どもが2歳になったから仕事を辞めるということではなく、続けて働かれるでしょう。こういう状況の中で保育所を作っていくとどんどんニーズの掘り起こしとなって、さらにニーズが高まることが考えられます。保育所を次々と作れば、幼稚園はどうなってしまうのかという問題も出てくるので、事務局も懸念を持っておられています。そのようなバランスを考えながら検討していくということが根底にあるのかと思うのですが、いかがでしょうか。

## ・委員

低年齢児を対象として、まずは待機児童を解消するということが最優先の課題であれば、やはり分園か既存の施設の有効利用になるかと思います。本園と連携しながら、散歩できる距離の分園は理想的だと思いますが、利便性を優先して駅前型の保育施設であれば、その後夜間保育等に再利用が可能である等、少し先のことまで見通して考えなくてはならないと思います。いずれにしろ場所は確保しなくてはならないのですから、待機児童がいなくなったら使えなくなるというものではなく、また、待機には潜在的な人数が必ずありますので、現実的にはそうそう簡単には減らないだろうとも思います。

それと、もっとも課題となる低年齢児保育の3歳以降の受け入れ口については、課題にもお書きになられていますが、幼保がどこまで連携できるかという課題を同時進行でやらなければならないだろうと思います。ただ、小規模保育所や分園に手をあげてもらう場合、本当にあげる人がいるのかという目途と、どの程度の資金が必要で保証があるのかも重要です。しかし、認可でとっていただいているのはありがたいと思います。認可外で消化するとか、基準の低い認証保育園を作るという方向性でないのありがたいと思います。それなりの、補助があれば手をあげるところも出てくるだろうと思います。

## ・委員

民営化によって入所の枠が広がりましたし、通わせてらっしゃる保護者の方にも大変良好であるということがアンケート調査で明確にされているということで、大変よいことだと思います。いろいろな行き違いとかありますが、過程の中で解消されていくのではと思います。低年齢児の待機児童の解消については、いろいろな方策が考えられておりますが、保護者のニーズが多様化されているということで、就労形態もとても幅広くなっていて、私立保育所でも、24時間とかありますが、一番は病児保育で、病気は子どもにつきものなので非常にありがたいという声をよくいただいております。やはり、柔軟性のある保育形態の保育所を保護者は喜んでおられるようです。幼保一元化についても、市の組織において機構改革がありまして、その方向で市長もマニフェストに上げておられます。就学される前の3年間は保育所であろうが幼稚園であろうが、国の所管する省は違って、親御さんの思いは同じなのです。就学前の教育に対して親の気持ちは同じで、保育所だから教育はいらないとは考えてはいないのです。認定こども園等いろいろな形態がありますが、保護者の方の期待も8割近くありますので、私たちも現場で実際のところをみて判断していかなければならないと思います。私たちはどうしても固定概念がありますが、やはりそれでは進歩できないと思いますし、例えば、企業内保育所を利用しながら女性ががんばっておられます。近所にもヤクルトの営業所がありますが、そのヤクルトレディさんのお子さんを預けていらっしゃるって、安心して働けるとおっしゃっておられました。そのように企業さんとも連携しながら、単なる社会福祉法人だけでなく、総合的な力で解消していかなければならないと思います。

## ・委員

分園化についてですが、私としては賛成です。本園は駅から離れた郊外でも本園としての敷地が必要ですし、子どもたちが活動する場所もできてきます。一方で0歳から2歳で



預ける方は駅から電車にのって仕事にでかけるため、駅前のような分園が便利かと思えます。分園化することによって、より大きい組織において、経営的にも、子どもたちも3歳以上の園へのつながりが生まれて安心できると思えます。駅前で子どもを預かる保育ルームができて、しばらくするとなくなってしまうことをときどき見かけますが、分園なら保護者の方も安心して預けられるのではないかと思います。就業者の身分保障も少しでも大きいところのほうが安定していると思えます。そういう意味で、私は分園化に賛成です。

#### ・委員長

たしかに社会福祉法人の方が経営に歯止めがかかってよい、安定的な経営をするという前提の上で立てられている法人なので、安心だと思います。

私は少し気になるのですが、子どもの数が増えているところはもちろん保育所が必要なのですが、常時同居している親族を介護されているというのは保育所入所の要件なのですが、近所で別居しながら高齢者親族を介護されている若いご夫婦も出てくるのではないかと思います。そういう意味で、大きな規模のものを1つ作るよりも、小中規模の保育施設を地域にちらばして、きちんとした法人に数箇所をもっていただけたらと思うのです。本日もうひとつ議論しなくてはならない幼保一元化の件に入りたいと思います。たまたまといいますか、副委員長がお勤めの学校が幼保一元化施設を運営なさっているので、幼保一元化について知見をお教えいただけるとありがたいのですが。

#### ・副委員長

私の短大の附属園で大阪府の第1号の認定こども園をしております。皆様よくご存知であらためて申すことでもないのですが、今年3月31日の「認定こども園制度のあり方に関する検討会」の報告書の中に、今後の認定こども園制度のあり方が出されたのですが、その中に今から私が報告することとまったく重なる部分があるので、先にそれに触れさせていただきたいと思えます。認定こども園の意義、機能というところで、保護者の就労形態が多様化する中で、保護者の就労の有無に関わらず、施設の利用ができるということが1点目。少子化の進行で地域の子どもの数が少なくなっているが、子どもたちの健やかな成長に集団活動は欠くことができない、交流の機会の確保は重要であるということが2点目。既存の施設の活用による待機児の解消ということが3点目にあげられています。それから、子育て支援の機能をもって、地域の在宅子育て家庭にも大きく貢献できるというような意義があげられております。私どもの認定こども園は、平成17年、18年の、認定こども園がスタートする前に、総合施設モデル事業から移行しました。16年度に堺市の認証保育所を幼稚園内に設置し、18年度に認定こども園の制度が制定されましたので、それを受けて19年度からスタートいたしました。私どもの附属の幼稚園は定員が310人の幼稚園でした。ところが少子化の中で子どもたちが減ってきて、200人を割ったというときに、非常に大きな園で保育室もたくさん空いていましたので、堺市の待機児の解消ということで0歳から2歳の30名定員の保育所を併設し、幼保連携型で認可をいただいて実施しております。この形にしてから、保育園は常時満員で、幼稚園は200名前後で、その中にも幼稚園に保育所からあがってきている子どもたちが45名ほどいます。機能としては、幼稚園の機能に、保育園の機能を追加して、保育時間、つまり預かり保育を延長して、保育所では夕方最長

8時まで実施しておりますので、幼稚園でも保育が必要な子どもにつきましては、幼稚園の保育時間終了後も保育を実施しております。現在、0歳から就学前まで一貫したカリキュラムで保育を実施しており、保護者の方からも就労の有無に関わらず利用できることなど認定こども園に対する非常に高い評価をいただいております。これにより、待機児の解消とあわせて、幼稚園経営も順調になってきております。200人を割っておりました園児数も、評価もあがり、200人を超えるようなありがたい状況になっております。幼保連携型ですので、両立させるためには保育時間等、幼稚園が、非常に機能的に保育所に近づいた形で保育を展開しておりますが、必要のないお子さんは従来の幼稚園の時間帯で帰っております。3歳から幼稚園にあがってきた子どもたちも、同じ敷地内で、同じ学校法人で、無理なく幼稚園に移行しており、長時間保育の子どもにつきましては、養護の側面も十分配慮しながら保育を展開しているのが、現在の状況です。

#### ・委員長

北摂で、十数年前に幼稚園と保育所を合築されているところに寄せていただきました。同じ園児服を着て登園して、3～5歳児は幼稚園の保育が終わると、保育園に移って、服も着替えていました。そこは学校法人と社会福祉法人の両方を取得しておりましたが、先生のところは学校法人だけなのですか。

#### ・副委員長

はい。学校法人だけです。

#### ・委員長

ということは、30人規模の分園を保育所にして、学校法人が運営することもできるということですね。そういうことは幼稚園さんもエントリーすることは可能ということでしょうか。

#### ・事務局

今の認定こども園の制度では、幼保連携型でも学校法人さん、幼稚園からできるということで、補助もそういう形になっております。

#### ・委員

市としては、幼保一元化のモデルとするところがあるのかどうかお聞きしようと思っておりましたが、学校法人さんで経営されているということで、それでは3歳から5歳までは幼稚園教諭だけが保育されていて、保育士さんはいないということなののでしょうか。また、障害児保育は認定こども園で実績があるのかどうかということなのですが、ご存知でしたら、教えてください。

#### ・副委員長

私どもの認定こども園では、保育士と幼稚園教諭の両方の資格をもった者が保育にあたりております。ほとんどの養成校では、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を取得できるカリキュラムをとっておりますので、ほとんどの職員が両方持っているというのが実態かと思えます。

また、障害児保育ですが、保育園で従来から実施しておりますので、認定こども園になっても障害児保育を実施しております。

#### ・委員長

大阪府内でやっておられるのは、幼保連携型で、他にも幼稚園型、保育園型、地方裁量型がありますが、幼保連携型になにかメリットがあるわけでしょうか。

#### ・副委員長

幼保連携型にすると、公的なお金、保育所・幼稚園両方の補助金が入るのです。そのため、運営が安定するということが一番のメリットだと思います。

#### ・委員長

いろいろご意見をいただきたいのですが、残り時間が少なくなってまいりました。

#### ・委員

幼保一元化は、本来、保育園と幼稚園とが小学校で一緒になるわけで、さまざまな面で連携が重要になります。それが、認定こども園という形で縛られると、さまざまな課題が出てくると思います。まず、直接契約の問題。これによって、保育要件の高い児童でも入所できない可能性があるのではないかと、例えば障害児、保育料の滞納が予想される生活保護家庭の子どもさんが選定の段階ではねられてしまうのではないかと懸念します。この辺について、本当に要件の高い子どもさんが入所できるという点を担保できるのかどうかということです。認可保育所なら、要件の高い子どもさんを市が責任をもってされているわけで、だからこそ、認可保育所は大切なのですが、認定こども園になったら、八尾市が要件の高い児童をきちんと措置させる権限をもてるのかどうか、心配なのですが、いかがでしょうか。

#### ・事務局

八尾市で考えているのは、幼保連携型で保育所部門は認可施設になりますので、保育の実施は市が責任を負います。ただ、現状の制度の中では資料の中に課題として書いてありますとおり、直接契約制度になるため、保育に欠ける児童の要件の認定は市が行いますが、最終的には施設が決定することになります。

#### ・委員

最終的に施設が決定するのであれば、要件が高くても入所できない懸念があるということですね。

#### ・事務局

基本的には直接契約の一般論としてそういう懸念があるとは思いますが、八尾市において導入する場合には、入所決定の事務に関して、設置者が市に委託し、その結果、入所児童の決定について市が行えるような形を検討しているところです。

#### ・委員

委託契約も検討されているということで、市としても直接契約が一番問題だと考えているということです。認定こども園の保育料も施設が決めるということになるので、これまで低額でやってこられた生活困窮者の方が応益負担になるため、十分な保育が受けられなくなるという心配があります。保育がどれだけ必要かではなく、保護者の支払い能力によって、保育サービスが限られてしまうという懸念もあります。3つ目の問題点として、保育所の労働条件の悪化。パート化が加速する心配があります。以前に島根の幼保一元化施設に視察に行きましたが、アルバイトの方が非常に多く、そのアルバイトの方は年間何日間は休まなければならないので、その間もアルバイトで補充するということで、本当に大変だということをお聞きしました。最低基準が守られるかどうか、保育料の応益負担の心配、市町村の保育の実施責任のあいまいさ、結局は、公的保育制度を切り崩していく役割を担っているのが認定こども園ではないかと思えます。

#### ・委員長

確かに研究者仲間でも評判の良くない部分があります。保護者の保育料、労働条件、そして保育内容といったところに課題がありますので、検討する必要があるとは思いますが。

#### ・委員

現在、公立幼稚園の審議会をしております。それはあくまで保育の充実、それと効率的な運営の方法ということで検討しておりますが、最終的には、子どもの保育、教育を充実できるかどうかという面で認定こども園についても話が出るかもしれません。

小学校1年生にあがってくる子どもたちに求められることは同じなのです。生活リズムなど身につけて、学んでから小学校に入学してほしいというのが小学校の思いです。教育委員会からすれば、私学の幼稚園などと連携を図りながら質の向上について、話し合いもしております。その中で、大事にしていきたいのは、もちろん保護者のニーズも重要ですが、子どもの能力を高めるために教育をどうすべきかが大切です。そういった意味でも、認定こども園が保護者の就学ニーズを満たし、子どもにとって重要な集団活動などを通じて、いかに子どもの質を高めているのか、今お聞きしてわかりました。やはり、認定こども園を実施するとなると、さまざまな問題がでてきます。教育と保育は国の管轄も違いますので、十分論議しながら進めていかなければならないという認識を教育委員会も持っておりますので、今後ともお願いしたいと思います。

## ・委員

先ほど出た保育料のことですが、認定こども園が保育所より保育料が上がることは絶対にないわけです。認定こども園と保育園では、下がることはあっても、市と同じような仕組みで同じような金額設定になります。自由設定となっていますが、市の設定した金額よりあげることはなく、逆に下げる方向の力が強いのです。認定こども園は幼稚園と保育所が一緒になるということで、基準が違ふとか人数配置が違ふということで、やろうとしてもなかなかやりづらいこともあります。経理区分も別なので、理念はとてもよいのですが、仕組みとしてやれるだけの体制づくりが難しいので、国でも制度改正について話をされていますが、市役所さんでも十分考えて仕組みを作っていただければありがたいと思います。

## ・委員

時間も押していますが、2点ほど意見を述べさせていただくと、皆様のご意見を聞きたいと思います。認定こども園ができれば、すべてが万能でパーフェクトだという話でもないと思いますし、子育てにこれが特効薬というのではないと思います。分園化などさまざまな施策があつて、相乗効果を発揮していくのだと思いますので、個々の施策を捉えて、ここがデメリットだ、ここがどうだという話をしていくと難しくなりますので、よく整理して議論しなくてはならないかと思ひます。幼保一元化についても、受け手をどうするかというのが問題だと思ひますし、ある意味他力本願じゃないかとも思ひます。もう少し自助、公助、共助といった役割を明確化することが市のスタンスとして、方向付けをする必要があると思ひます。

2点目ですが、今回の審議会の諮問ですが、待機児童の解消という大きいくくりで捉えるといいのですが、議論を聞いていると、働いているお父さん・お母さんの支援、それと就学前教育という部分までの答申となると非常に重い問題になっています。今、安全に子どもを預けられる場所を望むのか、その内容のクオリティまでこの審議会で答申しなければならないのか、ということ整理しないと、時間がどれほどあつても足りないと思ひます。この審議会だけで審議を尽くせるのかと思ひましたので、発言させていただきました。

## ・委員

私立の幼稚園とか私立の保育所を経営されている方は非常に良心的に、子どもさんのことを考えてやっておられるというのは、よくわかるのです。しかし、認定こども園がどこから出てきた構想なのかが問題です。2005年に政府の規制改革・民間開放推進会議という財界等の集まりで、保育制度の介護保険化、つまり応能負担から応益負担へということで出してきた制度で、2006年に法律を作つて、公布されたわけです。財界の要求を政府が押し進める官製市場、その一環として出てきたので、結局は大きなもうけ狙いのもとに出てきた制度ではないかと思ひます。もちろん、がんばつてよくやっておられる方もいると思ひますが、もともとこの制度が子どもたちの発達を考えて作られたものか否かということを見ておかないと、介護保険でも最初安くても、だんだん上がつてきて、高齢者を苦しめる制度になっていることをみても、保育もよい保育を受けようと思えば高いお金を支払わなければならないような状態になりかねない制度だということをしつかりと認識してほ

しいと思います。

**・委員**

企業が悪という根底的な考えがあるので、そういう考え方になるのかなと思うのですが、待機児童をなくそうとがんばっておられるお母さんたち、既成概念をはずしていこうという市民の思いにたった場合はそういう発想にはならないと思います。介護保険云々は迷惑だということですが、私たちは大変助かっているという声も多く聞いています。一方の話だけ推し進められると、変な方向になってしまいますし、この審議会はバランス感覚をもって進めていかなければならないと思います。実際に認定こども園を運営されている方にも失礼かと思しますので、発言させていただきました。

**・委員**

これで第2回の審議会も終わりですし、あと4回しかないのですが、他の委員がおっしゃったように、待機児童の解消ということで答申するのか、子育て支援・教育といったところまで広げていくのか、決め付けてしまうと硬直化してしまうのかもしれませんが、今日も11時半までというところが12時を超え、時間というものは限られていますので、全員の総意というか、はっきりとした方針だけは掲げていかななくてはならないのかなと思いました。

**・委員**

この審議会での議論を聞いておりますと、量的な拡大とともに必ず質が低下するという話になるのですが、子どもとしては必ず質的な拡充を十分おさえたうえで議論を進めていただけたらありがたいと思います。

**・委員長**

今日、第2回ということで、そろそろ、審議も深めていきたいということで立ち上がったのですが、保育所のあり方についてというテーマですが、もう少し要点を絞ってほしいということで、事務局から3点に絞っていただきましたが、それでもこれだけの意見がありました。

**・委員**

1点だけよろしいですか。本日の予定にあった、8ページの多様な主体な保育所はどうするのですか。

**・委員長**

積み残してしまうだろうということのをこれからお話申し上げようかなと。今日はどんなご意見が出たかということのを簡単に整理しておきたいと思います。

小規模保育施設を増やしていくという戦略、認可外施設を認可していくという方策、そ

して幼保一元化施設について、少しだけご意見をいただきました。今日のご意見の中で、すべての方の賛同は得られておりませんが、おおむね、小規模保育施設を作っていくという慎重な方策がよいのではないかと、しかもそれは分園として、しっかりした本体のもとで分園化でということだったと思います。一方、認可外施設を認可していくときに、分園型となると、なんらかの社会福祉法人に吸収されるということになります。それは現実的にどうなのかということは、ご意見をいただかなくてはならないところです。一方、幼保連携型施設、認定こども園になると、学校法人がエントリーすることも可能ということになります。どちらにしても既存の保育施設を運営されてきた方々、共同保育所を長く保育されてきてしっかりした保育レベルをもっておられる方々が、一定の社会福祉法人の傘下に入られるということをしてはどうか非とするのか、相手にもよるとは思いますが、どれくらい現実的な話なのか、そういう議論もしなくてはならないと思います。おおむね、そういう分園型の施設を、という意見が出たかと思えます。認定こども園については、もう少し議論が必要かと思えます。そして、本日まで宿題として残っている、多様な主体による保育施設ということで、株式会社、NPO法人を含めた設置が現実可能になっているわけですが、八尾市としては社会福祉法人という形でやっていきたいということで、それについてもご意見をいただかなくてはなりません。

また、公立保育所のあり方について、その跡地の使い方について、保育の実施責任についてというような話がでてきました。この3点はまた出てくるだろうと思えますので、ここで整理しておいたほうが良いと思います。まず、八尾市さんの「公立保育所のあり方について」は、当面、公立保育所を民営化するプランはないということなので、民営化されたところを丁寧に検証していただきたいということですね。跡地の使い方についても、検討していただけないかというご意見がありました。保育の実施責任なのですが、国の流れの中で、だんだんあいまいになっておりまして、平成9年に児童福祉法が改正されて、それまでは市町村長が措置をするということでしたので、市町村長が判断して措置をするということが可能だったのです。その条項が平成19年に書き換えられて、市町村長は保育を要する子どもを発見したら、保育を奨励するという形に一步後退しました。その後、参入の制限が撤廃されて、現在に至っておりますが、市町村がどう判断するのが今後より重要になりそうな心配がするのです。というのは、皆様ご存知のとおり、子ども保険、子育て保険という話が出てはなくなったりしているのですが、どうも国としては保険制度で保育制度をまかないたい、保育要件を撤廃して、保育サービスを利用したい人はすべて利用するという形にもっていききたいという方がおられて、この話は消えては浮かんでは繰り返しています。同時に先般、総務省が公表しているのですが、児童福祉施設の最低基準をなくす、要するに各自治体において最低基準を設けて運営しなさいということです。これは、私はどうなのだろうと考えております。国全体がこういう流れの中にあって、市にあっては、市としてはどうなのだろうかと、市議会はどうなのだろうかと、そういう役割がこの審議会には出てくると思うのです。基本は保育を必要とする子どもに保証するということ、そしてその保育の内容、質をどう考えるのかという議論をしっかりしていかななくてはならないと思います。今後もいろいろ出てくると思えますが、できたら、ポイントを絞っていただいて、きっと4回終わってもまだまだ議論しつくせないところがでてくると思えますが、どこまで宿題として残せるか、またどこまできちんと議論し尽くさなければならぬか、その辺を精査しながら、事務局でも考えていただいて進めていければと思います。ここで、第2回の審議会を終わらせていただきたいと思えます。

## 事務局報告

### ・委員

ご意見がたくさんあるので、今回資料を送付いただいて意見を述べられるようになっておりましたが、もっと早めに資料をいただいて、各委員からあらかじめポイントを絞って意見を出していただいて、それを委員長、副委員長に見ていただいてから会に出していただくのはいかがでしょうか。

### ・事務局

前回1週間前といいながら、ぎりぎりの資料送付になりまして申し訳ないと思っております。次回は、今回のご意見の整理などを早急に行い、できるだけ早く資料送付させていただきたいと考えております。

### ・委員長

それでは、土曜日といういろいろお忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。これで、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

以上